

会 員 証

下記の者は、一般社団法人日本雇用環境整備機構の会員であることを証する。

日本プランニング株式会社

倫理要綱

本機構の会員は、労働者個々人の意識とワークスタイルの多面化の傾向が顕著な時代に対応し、雇用主としての適正且つ活発な採用を推進するとともに、適正な雇用環境の整備に努めることを目的とする。

特に、育児中女性の雇用、障がい者雇用、エイジレス（高齢者）雇用を国内促進すべきであることは、雇用者並びに使用者に課せられた責務であり国民の格差解消・公平な労働機会を保護する見地からも等閑視できない現状であることを認識し、育児・障がい・エイジレス対象者の雇用促進のための深い理解と支援、雇用主としてこれらの対象者への適正な雇用環境の整備の推進を行うことにより、常時その時代の雇用問題と改善方策についての新しい知識と情報を提供し、雇用主・労働者の社会的立場を保護しながら、育児・障がい・エイジレス対象者の雇用の信頼性と促進性を高めることに努め、開かれた労働力の確保による産業社会の発展と労働者個人の充実した労働生活の実現に寄与することを社会的使命とする。

この使命遂行のために会員各社は雇用主としての専門能力を高め、個人の人権に携わることを自覚し、法令遵守を自らに厳しく課し、企業倫理を高く堅持して、ますます強まる社会的な雇用要請に応えるべく、その役割を積極的に果たしていかなければならない。

本機構会員各社は、このことを深く認識し、社会的な信頼と貢献をより確かなものとするため、関係官庁及び会員相互の協調を絶やさず、責任を持ってこれを遵守するものである。

会員基準

- 一. 育児者・障がい者・エイジレス等の対象者の雇用促進のための支援に努める。
- 一. 育児者・障がい者・エイジレス等の対象者の公平な雇用機会促進のための啓発に努める。
- 一. 育児者・障がい者・エイジレス等の対象者の公平な雇用機会促進のための適正な雇用環境の整備に努める。
- 一. 育児者・障がい者・エイジレス等の対象者の公平な雇用機会促進のための専門知識を有する管理者の育成・養成を行うことに努める。
- 一. 育児者・障がい者・エイジレス等の対象者を雇用するにあたり、国・行政庁又は所管労働局等より使用者の雇用について罰則・勧告等を受けたことがなく、今後も法令を遵守する適正な雇用環境に努める。

平成 22 年 8 月 3 日

一般社団法人日本雇用環境整備機構

理事長 石井京子

